

令和3年度 第2回 南島原市入札監視委員会 会議次第

開催日時	令和4年3月29日(火) 午後2時00分～午後3時50分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3階 大会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 加津佐中学校吊り照明改修工事</li><li>② 原城跡法面復旧工事(4工区)</li><li>③ 普通河川間貫川災害復旧工事</li><li>④ 市道白間崎線流末水路整備工事</li><li>⑤ 市道南島原自転車道線整備工事 口之津工区②</li></ul> <p>3. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 業務委託、18番、19番は同一業者が受託している時の打合せ日数、経費の考え方について</li><li>② No.35～37で、14者中落札した2者が他の入札に参加していないのは不自然に見えますが。</li><li>③ No.109は、他者の失格を狙っており、97%の高率で落札しています。こうしたことは他の案件でも散見されます。防止策はないのでしょうか。</li></ul> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>



【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>① 加津佐中学校吊り照明改修工事</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・最低制限価格に最も近い業者が無効となっている。</li></ul> <p>無効事由を明らかにされたい。</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・こういう取扱いになっているのか。</li></ul>	<p>【担当課】 工事概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・【77】本工事と【76】北有馬中学校吊り照明改修工事は、7月30日開札の制限付一般競争入札であり、「類似工事における受注機会拡大の運用について」の規定に基づき、類似工事として発注しております。</li><li>・ご指摘の無効理由につきまして、【76】北有馬中学校吊り照明改修工事、【77】加津佐中学校吊り照明改修工事ともに同一業者が最低価格を応札されておりますが、先に開札された【76】北有馬中学校吊り照明改修工事の落札候補者となられ、類似工事適用のために【77】加津佐中学校吊り照明改修工事で無効という結果となりました。</li></ul> <p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・同一系工類、対象業者もほぼ同じで、同日に入札する場合であれば、1者ずつしか落札できないような制度で行っております。</li></ul>

② 原城跡法面復旧工事（4工区）

【抽出理由】

【委員】

- ・ 3,000万円を越す大型事業ですが、入札者は2者のみで、うち1者は予定価格を超過しており、競争原理が働き難い状況です。参加者が少ない理由は何でしょうか。

【委員】

- ・ 結果的に落札率は90%程で特に問題はなかったと思うが、ただ参加者が少なかったところがどうだったのか。工種としては「とび・土工・コンクリート」と入札参加資格で示してあるが、これに応札できる業者はかなりの数がいたのか。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【文化財課】

- ・ 参加業者が2者となった理由につきましては、法面復旧の工法として、文化財の保護及び景観を考慮したジオファイバー工法を採用していたことを推察しております。工法の選定は、史跡原城跡・日野江城跡専門委員会において決定されたものです。通常の土木工事で行う工法ではなく、文化財に関する専門的な知識や技術が必要となるため、積極的な参加意欲がなかったのではと推測しております。

【文化財課】

- ・ 文化財の保護をするジオファイバー工法は、ジオファイバー協会に所属している業者のみしか取り扱うことが出来なくなっておりまして、どの業者でも出来るような工法ではありません。

【事務局】

- ・ 今回の工事内容・条件での対象業者は25者で、そのうち参加業者が2者であったということです。

**【委員】**

・ 25 者というのは、ジオファイバー協会に加入している業者でないと厳密には施工出来ないとの説明だったが、それも含めた話か。

・ 今回の入札参加資格は精一杯拵げた結果だということか。

**【委員】**

・ ジオファイバー協会は何者いるのか。

・ 元々、4 者である。実質拵げても 4 者しか参加しないということ。

・ その時は下請けにジオファイバー協会に加入している業者を使っているのか。

・ 地場業者にとって、協会員でもあり材料入手等が容易である、また他所から来ると、資材の仮置きなど、当然地場業者が有利になるようなところがあると思う。

それと 2 業者の差額が 500 万円あり、入札としてどうかというところを今後考えないといけない。

・ ジオファイバー協会員しか出来ないと説明されると、整合性が付かなくなると思う。

**【事務局】**

・ とび・土工・コンクリートの対象業者として県内 25 者、ジオファイバー協会の会員となれば、まだ絞られると思います。

・ そうです。

**【文化財課】**

・ ジオファイバー協会に加入しているのが、長崎県内で 10 者あり、その中で本市に指名願いを出されているのが、4 者ございます。

・ 過去には、元請けでジオファイバー協会に入っていない業者が受注されたこともあります。

・ そうです。

**【事務局】**

・ 市としては、ジオファイバー協会に加入していないと入札参加出来ないとはしておらず、25 者の対象業者がおられた。

③ 普通河川間貫川災害復旧工事

【抽出理由】

【委員】

- ・ 7 業社のうち、5 業社が辞退となっている。  
各辞退事由を明らかにされたい。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【建設課】

- ・ 本工事は、土木一式工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものでありますので、業者において積算が困難であったとは考えにくいと思われれます。  
しかしながら業者の手持ち工事が多く、工期内完成が困難、人員不足等の理由による辞退。また河川の災害復旧工事であり、工事現場までの進入路が狭く、工事用車両の通行等の施工条件が厳しかったことにより、落札意欲が低かったものと推測しております。  
その結果として、入札参加者 7 者のうち 5 者辞退、1 者超過となり、高落札率の応札がなされたものと推測しております。

【管財契約課】

- ・ 下記のとおり、「手持ち工事が多い」が、主な理由となっております。
- ※5 者の辞退理由
- ・ A 社：手持ち工事が多く工事を受注することが困難なため。
  - ・ B 社：工事の受注が多く、主任技術者の配置が出来ないため。
  - ・ C 社：受注工事が重複して、工期内の施工ができない為。
  - ・ D 社：諸事情の為。
  - ・ E 社：業務多忙により、作業人員が確保できない為。

**【委員】**

- ・ 辞退があると、その度に辞退理由を問合せしているのか。

- ・ 施工条件が厳しかったとあるが、積算上で何か特別に上乘せをしているのか。

**【委員】**

- ・ 理由に手持ち工事が多いとあるが、4月の入札で、実際に手持ち工事が多かったのか。

- ・ そういう理由であれば、下のランクの業者をもっと多く選定すればと思う。  
発注者側からすると大変だけど、辞退を減らすことを考えなければならない。  
逆に上位ランクの業者が辞退するのであれば、B～Cランクの業者を主体にAランクを1～2者選定するのも良いと思う。

**【事務局】**

- ・ 辞退される場合、辞退届を提出頂きますが、その様式の中に辞退理由を記入して提出してもらっています。

**【建設課】**

- ・ 敷き鉄板とコンクリートポンプ打設を計上しております。

**【事務局】**

- ・ 河川の災害復旧工事ということで、中々どこの業者も取りにこられない場合が多いのですが、A～Cランクの業者を選定して発注させて頂いております。  
実際に辞退されているのは、A、Bランクの業者で、結果としてBランクの業者が落札されております。

**【事務局】**

- ・ 最近では、B～Cランクの業者は取らず、Aランクの業者が落札する場合があります。極力Cランクの業者を選定するよう考えてますが、そうすると不落が多くなります。

**【建設課】**

- ・ 現場付近にはCランクの業者が少なく、施工条件としてはかなり厳しかったため、辞退も多かったと判断しています。

④ 市道白間崎線流末水路整備工事

【抽出理由】

【委員】

- ・ 指名競争入札 7 者中 2 者は辞退、4 者は超過、1 者のみ有効札で落札率は 98.62%と高い。落札者と他の入札差額も 420 千円 (9.2%) と離れている原因は何か。

【委員】

- ・ 指名 7 者中、2 者辞退、4 者超過で落札率 98%の高率となっています。理由は何でしょうか。

【委員】

- ・ 例えば、本工事が制限付一般競争入札で行われたら、1 者しか応札していない状況で他者は全部超過してるように見える。条件が悪いとなれば、それに沿った積算があると思う。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【建設課】

- ・ 本工事は狭隘な市道を長距離通行し現場へ行く必要があるため、資材等の運搬において手間と時間を要する工事でありました。また、急勾配な民地圃場に流末水路を整備するもので、仮設道路と排水路の布設には労力と時間を要する等の施工条件が厳しかったことにより、指名業者において、落札意欲が低かったものと推測され、指名 7 者中、2 者辞退、4 者超過で落札率 98%の高率となったものと推測しています。
- ・ 入札差額の 420 千円についても、業者から提出された内訳書を確認しますと直接工事費までは設計額と大差なく積算されており諸経費（一般管理費）において違いがありました。これは前述したとおり施工条件が厳しく落札意欲が低かったためと推測しております。

**【委員】**

- ・ どのような積算をすれば、現実的に出来るのかを考えなければならない。  
結果だけ見ると、1 者が高止まりして、他が離して上げているようにとられかねない。

U字構などの製品で積算上の単価は現場卸しとなっているかもしれないが、業者はあるところから自分で運ばなければならないなどがあり、災害の不落にも繋がると思う。

- ・ 現場施工に合わせる積算をしてほしいと思う。

**【建設課】**

- ・ 1 者は土工を人力で積算されて、直接工事費が高くなったものと思われます。

- ・ 実際に施工する形に合わせた選択肢のある積算を検討していく必要があると思います。

⑤ 市道南島原自転車道線整備工事  
口之津工区②

【抽出理由】

【委員】

- ・制限付一般競争入札で予定価格の約 1.1 倍以上の超過札が 3 者でた原因は何か。

【委員】

- ・何故、現場管理費の算定額が大きくなったのかと考えたりされたのか。  
この業者はどうして諸経費を上げてきたのかということは分からないのか。
- ・1 者は直接工事費の差異があると説明されたが、どういう問題があったのか。
- ・それは見積単価か、積上げ単価か。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【建設課】

- ・建設課の積算書と業者から提出された工事内訳書を比較・検証すると、1 業者を除いて、ほぼ近似値の金額であり、官積に問題があったとは考えられませんでした。  
このような結果となった要因としまして、1.1 倍以上の超過となった 1 業者においては、直接工事費の差異により発生したものと思われ、他の 2 業者の内 1 業者については、諸経費の現場管理費の算定額が大幅に違っており超過が生じたものと考えております。  
また、他の 1 業者については、諸経費対象外を対象として計算したため 1.1 倍以上の超過となったものと推測しております。

なお、無効の 1 業者は、類似工事の別案件を落札されましたので、無効という取扱いとなっております。

【建設課】

- ・そこまでは確認できておりません。
- ・PC 橋梁工の積算単価での差異が確認できました。
- ・既製品の桁の単価です。

**【委員】**

- ・それは明示しているのではないのか。
- ・それを上げてきたということか。
- ・製品は明示しているので一緒として、架設手間を上げているということか。
- ・諸経費を上げてまで、参加しないといけないのかが分からない。  
そういった案件がたまに見受けられる。

歩掛が分かっているか、外注しても出来る業者だと思っているが、それが敢えて諸経費を上げてまで応札するのか、歩掛を間違っ  
てまで応札してくるのか、そして入札に参加するのか。

この案件だけじゃなく、入札にどのような影響があるのかと思う。

後でどこかの業者が匿名で言ってきた時に市はどうするかという話になってくる。  
発注者である市は、気を付けて見ておく必要がある。

**【委員】**

- ・回答書にある無効とは何か。

**【建設課】**

- ・公表しております。
- ・その部分でのPC橋工の単価差が出ていた  
ということです。
- ・そのこのトータルの金額が違っていると思  
います。

**【事務局】**

- ・制限付一般競争入札で行う以上、相手方に  
確認の仕様が無いのも現実で、そこが難しい  
ところでもあります。

**【事務局】**

- ・1者は、本案件の類似工事の落札候補者にな  
られていたため、無効扱いとしました。

### 3. 質疑案件

#### 【質疑内容①】

- ・業務委託、18番、19番は同一業者が受託している時の打合せ日数、経費の考え方について

#### 【委員】

- ・2案件ともに諸経費は同じか。
- ・測量業務は他にあると思う。類似工事ではないが、類似委託という形で発注をしてもいいのではないかと思う。  
打合せを一緒にしたから契約を合算しているのかと契約上で言えば不安ではあるが、打合せも回数を重ねれば、結構な金額になるので、打合せ回数を相手とどういう風に話すのかというところを考えてほしい。

#### 【建設課】

- 【18】新川他橋梁設計業務委託
- 【19】深江川他橋梁設計業務委託

- ・本業務は、島原鉄道廃線敷を活用し、自転車歩行者専用道路を整備するため、橋梁設計業務を委託するものであります。
- ・打合せ日数、諸経費については、それぞれの受託業務において別々に協議をおこない業務を実施しており、別々の業務として積算するものと考えています。  
しかし、それぞれの業務の打合せを同時に行った場合は、中間打合せ回数の調整を行っています。

#### 【建設課】

- ・同じです。

**【質疑内容②】**

- ・ No. 35～37 で、14 者中落札した 2 者が他の入札に参加していないのは不自然に見えますが。

**【管財契約課】**

【35】 市道南島原自転車道線整備工事  
南有馬工区⑨

【36】 市道南島原自転車道線整備工事  
南有馬工区④

【37】 市道南島原自転車道線整備工事  
南有馬工区⑩

- ・ ご指摘の「14 者中落札した 2 者が他の入札に参加していないのは不自然に見える」ということにつきまして、談合情報はございませんでした。

No. 35～37 において、業者から提出された工事費内訳書も再確認しましたが、工事費内訳書不備による無効などもなく、不自然なものは確認できませんでした。

- ・ 入札結果につきまして、各委員さんにはご確認頂いているかと思いますが、【36】市道南島原自転車道線整備工事 南有馬工区④は 13 業者中 1 業者超過、6 業者失格と 6 業者が有効という結果でありましたが、最低制限価格のランダム係数が高かったことが原因で、下限値 0.995 であれば、失格業者はすべて有効となり、範囲内に入ります。

- ・ 本工事は制限付一般競争入札であり、対象となる案件には自由に応札できるはずですが、各落札者の手持ち工事数や技術者の状況は分かっておらず、それぞれ会社の考え方もあるため、絞り込んでの応札だったのではと推測いたしております。

**【委員】**

- ・結果を見ると、何も不思議な点はないが、35～37 は順次開札が行われ、落札候補者が決まっているが、35 の落札候補者は 36、37 に応札せず、36 の落札候補者は 37 に応札していない。

他に同じ自転車道の案件で、17、18、19、20、22 があるが、同じ制限付一般競争入札で行われているが、20 業者すべてが全案件ともに応札されている。

比べると不自然さを感じ、電子入札で開札されるものですから、何故このような状況になるのか疑問に思うところである。

**【建設課】**

- ・参加された業者の自転車道という大型事業に協力したい意向と落札意欲の結果かと考えております。
- ・業者と話していく中で、32 km の自転車道を整備していく、何かの機会に協力していきたいという姿勢は伺っております。

**【事務局】**

- ・会社の意向と落札がたまたま合致したのかと思いますが、業者に市がこれだけ疑問に思っている意向を伝え、確認してもいいのではとも考えます。

**【質疑内容③】**

- ・ No. 109 は、他者の失格を狙っており、97%の高率で落札しています。こうしたことは他の案件でも散見されます。防止策はないのでしょうか。

**【管財契約課】**

**【109】市道磯屋敷線・貝瀬小利線  
道路改良工事**

- ・ 本工事につきましては、制限付一般競争入札で実施しており、「土木一式工事Bランク」の21業者が入札対象者となり、21者中14者が応札されております。また、この案件も含め、同日に同じ条件（土木B）の4件を類似工事として入札を行っております。
- ・ 失格が多数となった原因としましては、ランダム係数によるものと考えられ、市（官積）と参加業者（民積）の差がなく、正確に積算されております。今回抽出されております、【109】市道磯屋敷線・貝瀬小利線道路改良工事のランダム係数につきましても、1.00486795という上限値に近い数値でしたので失格多数となり、ランダム係数の影響によるものと推測いたしております。  
(ランダム係数が0.995であった場合)  
最低制限価格 24,108,000円 全14業者有効範囲内に入ります。
- ・ 防止策はないのかというご指摘ですが、現在のところランダム係数を用いた、価格による自動的な決定方法以外に、有効的な入札方法がなく、入札の公平性・透明性を確保する上で、やむを得ない状況であると考えております。  
委員の皆様よりご提言やご指摘をいただいている課題ですが、ランダム係数の範囲見直しも引き続き検討し、より良い入札制度を目指したいと思っております。

**【委員】**

- ・ランダム係数が上限値に近い数値で、失格が多数出たのは、ランダム係数の影響であるのは明らかである。

この他にも No. 21、22 の案件のように、最低制限価格付近で一生懸命競争するのではなく、初めから予定価格付近で応札する入札が見受けられる。

そのように、たまたま落札するというのは、如何なものかという気がする。

今の入札制度のやり方でいくと、自動的にこのような結果にしかない。

他の自治体でも同様なことが起きていると思う。

担当者会議などがあれば、対応方法等を聞いてみて頂けたらと思う。

**4. その他**

**5. 閉会**

- ・これを持ちまして、令和3年度 第2回入札監視委員会を閉会いたします。

**【事務局】**

- ・本市、島原市、雲仙市、諫早市の4市で、年に1回会議を行っております。次回の会議の中で、他の団体さんにも相談をしてみたいと思います。